

差別に当たらない場合

障がいのある人に対して、サービスの提供を断ったり、合理的配慮の提供を行わないことは、どんな場合でも「障がいがあることを理由とした差別」に当たるとは限りません。

たとえば、サービスの提供が出来ないことに「正当な理由」がある場合は、「不当な差別的取扱い」には当たりません。

ただし、正当な理由かどうかの判断は、第三者から見てもやむを得ないと納得できる客観性があることが必要です。また、サービスを提供できない理由を説明しなければなりません。

そのほかに、障がいのある人(または家族や介助者など)から、社会的障壁を取り除くことを求める意思が示されなかった場合や、合理的配慮を提供することに「過重な負担」がかかる場合も、「合理的配慮の不提供」には当たりません。

「過重な負担」かどうかの判断は、経済・財政的なコストや、事業に及ぼす影響などを考慮し、総合的・客観的に判断する必要があります。また、「過重な負担」に当たると判断した場合は、その理由を説明しなければなりません。

障がいのある人も、事業者も、お互いの気持ちを思いやり、立場を考え、支え合うことで「共生社会」が実現するのです。

障がいのある人に対する差別の相談窓口

障がいのある人が地域で生活していくなかで、何か困りごとがあった場合には、お気軽に次の窓口までご相談ください。

- 千歳市保健福祉部 障がい者支援課**
 電話 0123(24)0327 ファックス 0123(23)6700
 メール shogaishien@city.chitose.hokkaido.jp
- 千歳市障がい者総合支援センター Chip(ちっぷ)**
 電話 0123(27)2210 ファックス 0123(27)0050
 メール chitose-chip@tanetto.jp
- 千歳地域生活支援センター**
 電話 0123(40)6323 ファックス 0123(40)6004
 メール chitose-center@cocoa.ocn.ne.jp



みんなで作ろう 差別のない社会



障がいのある人もない人も、共に豊かに暮らせる社会へ

わたしたちの住むまちには、多くの人が暮らしています。障がいがあってもなくても、誰もが同じように学び、働き、暮らす権利を持っていますが、障がいのある人が社会参加をするにはさまざまな社会的障壁(へだて・妨げ)や差別が存在します。障がいのある人もない人も、分けへだてられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合って暮らせる社会(=共生社会)の実現に向けて、「障害者差別解消法」がはじまります。この法律では、障がいのある人に対する差別の禁止や、求められる配慮が定められています。差別のない豊かな社会づくりのために、どのようなことが必要なのか、わたしたちみんなで考えていきましょう。

千歳市



植物油インキを使用しています。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

(平成28年3月発行)
禁無断転載 ©ライズファクトリー

障害者差別解消法の主な内容

- 1 国・地方公共団体及び民間事業者は、不当な差別的取扱いをしてはいけない
- 2 国・地方公共団体は、合理的配慮をしなければならない(民間事業者は努力義務)

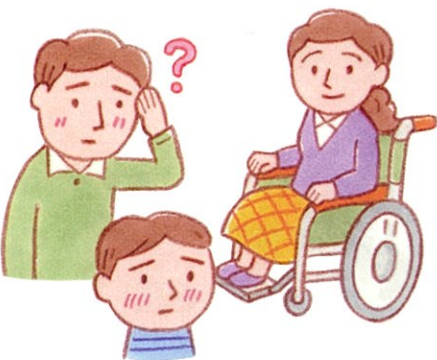
差別解消のための取り組みについて

国の行政機関や地方公共団体では不当な差別的取扱いが禁止され、障がいのある人への合理的配慮が義務づけられています。なお民間事業者についても、不当な差別的取扱いは禁止されています。

	国の行政機関・市役所などの地方公共団体等	民間事業者(会社やお店など)
不当な差別的取扱い	不当な差別的取扱いが法律により禁止されます。	不当な差別的取扱いが法律により禁止されます。
障がいのある人への合理的配慮	障がいのある人に対して、合理的配慮を行うことが法律により義務づけられています。	障がいのある人に対して、合理的配慮を行うよう努力義務が課せられています。

どうしてこの法律ができたの？

障がいのある人に対するどのような行為が差別に当たるのか、周知・認識がこれまで徹底されていなかったため、現状では残念ながら差別的解消に至っていません。この法律では、誰もが共通の認識を持てるよう、差別を解消するための措置を具体的に定めています。

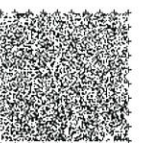
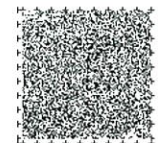


どんな人が対象になるの？

身体障がい・知的障がい・精神障がい(発達障がいを含む)・その他の心身の機能の障がいなど、障害者基本法に定められた「障がいのある人」が対象となります。したがって、障害者手帳を持っていない人も対象になります。また障がい児も含まれます。

個人には法的義務や責任はないの？

この法律は一般の人の行為や思想には適用されません。対象となるのは、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などです(個人事業者、NPO等の非営利事業者は含まれます)。ただし一般の人に対しても、国や地方公共団体による啓発活動を通じて、差別解消を推進するとしています。



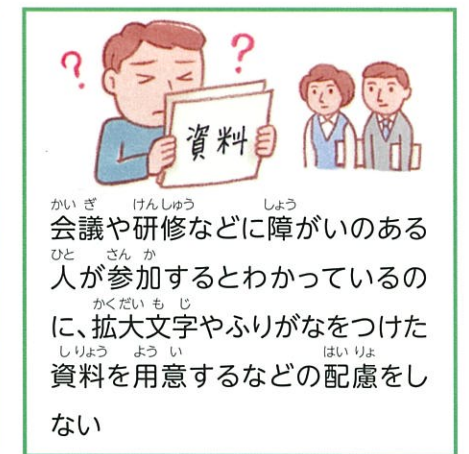
不当な差別的取扱いとは…

不当な差別的取扱いとは、障がいのある人に対して、正当な理由なくサービスの提供を拒否・制限することです。



障がいのある人への合理的配慮に欠ける行為とは…

障がいのある人への合理的配慮に欠ける行為とは、障がいのある人の社会生活における行動を妨げる社会的障壁を取り除く配慮を怠ることをいいます。負担になりすぎない範囲で、個別の対応をすることが求められています。障がいのある人からなんらかの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず対応しないことは、差別に当たります。



社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活または社会生活において障壁となるような、社会における施設、設備、制度、慣習、偏見などのこと

民間事業者の合理的配慮は努力義務で大丈夫？

障害者差別解消法では、民間事業者の合理的配慮を努力義務にとどめ、国の対応指針に沿った自主的な取り組みを促していますが、たとえば繰り返し差別を行った場合などは、国がその民間事業者に報告を求め、助言・指導・勧告を行うことができます。

